

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	竹富町

## 竹富町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 竹富町役場農林水産課  
所在地 沖縄県石垣市美崎町 1 1 番地 1  
電話番号 0980-82-3116  
F A X 番号 0980-83-5863  
メールアドレス norinsuisan@town.taketomi.okinawa.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、イノシシ（イノブタ含む）、カルガモ、インドクジャク（成体・卵）ノヤギ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	竹富町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害数値
カラス	パイン	8a	7,400円
	家畜飼料	不明	不明
	計	8a	7,400円
イノシシ	サトウキビ	10a	128,725円
	パイン	169a	6,421,168円
	稲	480a	4,909,816円
	計	659a	11,459,709円
ノヤギ	サトウキビ	不明	不明
	牧草	不明	不明
	計	不明	不明
合計		667a	11,467,109円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>○カラス パインや家畜飼料の食害が年間を通してみられるほか、牛舎においては牛への加害(つつき)行動がみられ、特に波照間島では、過去に黒毛和種子牛への傷害致死が発生した。</p> <p>○イノシシ 西表島において、通年で被害が発生しており、パインやサトウキビの定植後から収穫までの間の被害が大きいが、イノシシ侵入防止柵を導</p>
---

<p>入した地域では被害が軽減されている。</p> <p>○カルガモ 西表島において定植直後の水稻苗への食害がみられる。</p> <p>○インドクジャク 小浜島、黒島に生息し、家畜飼料の食害やサトウキビの新芽への食害がみられるほか、貴重動植物の捕食がみられる。</p> <p>○ノヤギ 町内において、逃げた家畜が野生化して生息しており、西表島においては貴重植物の捕食がみられるほか、特に波照間島では空港周辺で顕著に頭数が増加しており、空港敷地内への糞害や周辺ほ場でのサトウキビや牧草への食害がみられ、被害対策に関する相談が寄せられている。</p> <p>○全体を通して農家からの報告・通報が少ないため、被害全体の把握が困難である。</p>
---

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	被害面積 659a 被害金額 11,459,709 円	被害面積 527a 被害金額 9,167,767 円
カラス	被害面積 8a 被害金額 7,400 円	被害面積 6a 被害金額 5,920 円
ノヤギ	被害面積 不明 被害金額 不明	被害面積 0a 被害金額 0 円
合計	被害面積 667a 被害金額 11,467,109 円	被害面積 533a 被害金額 9,173,687 円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する	・被害を受けた農家から有害鳥獣捕獲依頼を受け、沖縄県	カラスによる家畜飼料への食害や、黒毛和牛への傷害が発生して

る取組	<p>猟友会竹富町地区より推薦された者から構成される「竹富町鳥獣被害対策実施隊(以下、実施隊という。)」による捕獲等を銃器や罠を用いて実施している。</p> <p>・インドクジャクによる被害防止対策として箱罠による捕獲等を実施しているほか、銃器を用いた駆除、探査犬を活用した卵の採取を業務委託にて取り組んでいる。</p>	<p>いることから、加害個体の捕獲や個体数調整を実施することに並行し、加害個体を出さない環境管理に地域住民と協力して取り組む。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>・カラス侵入防止対策としてテグスを農家自身が展張りしている。</p> <p>・イノシシ被害防止対策として圃場の山手側に侵入防止柵を設置し、イノシシが圃場に侵入するのを防止している。</p> <p>・カルガモ被害防止対策として爆音機を農業者が自らの圃場周辺に設置している。</p>	<p>猪侵入防止柵の老朽化や、大雨による土砂災害での猪侵入防止柵の破損が生じる現状にあり、見回りや修繕等の維持管理体制に課題があることから、関係機関や農業者で構成される組合と連携し、猪侵入防止柵の維持管理体制の拡充および、未整備の場所では猪侵入防止柵を新設し被害防止を図る。</p> <p>柵の適切な設置方法について研修会等を通して学び、猪侵入防止柵の効果的な運用をおこなう。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>猪侵入防止柵の適切な運用を目的として、主に農業者に対して講演会や研修会を実施し、鳥獣被害を発生させない環境づくりに取り組んでいる。</p>	<p>農業者等で構成される組合等による広域的な猪侵入防止柵等の機能保全を目的とした活動への補助を実施することにより、鳥獣被害防止施設等の適切な運用体制を構築する。また、研修会等を通して野生鳥獣の習性等を学び、農業者等の鳥獣被害対策に係る意識の向上を図る。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

- ①既設の山手側の猪侵入防止柵を迂回し被害を及ぼす加害個体が存在することに加え、山側に設置した侵入防止柵の維持管理が困難であることから、今後は圃場の周囲へ電気柵等の設置を推進する。
- ②実施隊による対象鳥獣の有害駆除を実施することに加え、農業者等の狩猟免許取得を推進し、農業者自ら箱罠等を活用し効果的に加害個体を捕獲する体制の構築を図る。
- ③地域住民等に対する被害対策の普及啓発に取り組み、各島における狩猟関係人口の拡充を図り、地域住民の協力を得ながら鳥獣被害対策を強化できる地域づくりに取り組む。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

沖縄県猟友会竹富町地区と連携し、銃器(散弾銃・ライフル銃)ならびに罠による対象鳥獣の効率的な有害鳥獣捕獲を実施する(町内猟友会員数 118名)。また、効果的な捕獲を目的に一斉捕獲等の取組を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
  - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7	カラス イノシシ カルガモ インドクジ ヤク（成体 ・卵） ノヤギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許取得を推進し、担い手の確保へ向けた取り組みを実施する。</li> <li>・沖縄県の補助事業を活用し、捕獲報奨金の取り組みを継続することにより、有害鳥獣の捕獲等を支援する。（カラス 800 円/羽、イノシシ成獣 7,000 円/頭、イノシシ幼獣 1,000 円/頭）</li> </ul>
令和8	カラス イノシシ カルガモ インドクジ ヤク（成体 ・卵） ノヤギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、農業従事者等の狩猟免許取得を推進し、加害個体を効果的に捕獲する体制の構築を図る。</li> <li>・各集落における鳥獣被害対策の実施状況を確認および指導する。</li> <li>・捕獲報奨金の取り組みを継続し、有害鳥獣の捕獲等を支援する。（カラス 800 円/羽、イノシシ成獣 7,000 円/頭、イノシシ幼獣 1,000 円/頭）</li> </ul>
令和9	カラス イノシシ カルガモ インドクジ ヤク（成体 ・卵） ノヤギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、農業従事者等の狩猟免許取得を推進し、加害個体を効果的に捕獲する体制の構築を図る。</li> <li>・引き続き、各集落における鳥獣被害対策の実施状況を確認および指導する。</li> <li>・捕獲報奨金の取り組みを継続し、有害鳥獣の捕獲等を支援する。（カラス 800 円/羽、イノシシ成獣 7,000 円/頭、イノシシ幼獣 1,000 円/頭）</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>令和5年度における対象鳥獣の捕獲実績は、カラス 913 羽、イノシシ 132 頭、イノブタ 45 頭、インドクジャク(卵を含む)73 羽であり、今後も農林水産業への被害防止へ向け継続的に個体数調整を実施する必要がある。また、銃器や罠による捕獲実績を踏まえて、実態にあった捕獲計画を策定し、外来種にあつては全個体捕獲へ向けた取り組みを推進する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス（成体）	900羽	1000羽	1100羽
カラス（卵）	45個	50個	50個
イノシシ（イノブタ含む）	100頭	110頭	120頭
ノヤギ	50頭	60頭	60頭
カルガモ	40羽	40羽	40羽
インドクジャク（成体）	500羽	500羽	500羽
インドクジャク（卵）	250個	250個	250個

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲時期：通年 捕獲方法 ○銃器（カラス、イノシシ、インドクジャク、カルガモ、ノヤギ） ○わな（イノシシ、ノヤギ） ○捕獲箱（カラス、イノシシ、インドクジャク、ノヤギ） ○卵の採取（カラス、インドクジャク） 捕獲予定場所：竹富町全域

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
猪を駆除する際に捕獲確実性が高くなるため使用している。 銃器による駆除は必要に応じて、年間を通して西表島全域で実施する。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防

- 止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
竹富町（ただし、国指定西表鳥獣保護区を除く）	カラス（成体・卵）、イノシシ（イノブタ含む）、カルガモ、インドクジャク（成体・卵）、ノヤギ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 侵入防止柵等の設置および修繕等	ワイヤーメッシュ柵 4.5km 侵入防止柵等の設置および修繕等	ワイヤーメッシュ柵 1.5km 侵入防止柵等の設置および修繕等
	電気柵 圃場の周囲への侵入防止柵等の設置	電気柵 圃場の周囲への侵入防止柵等の設置	電気柵 圃場の周囲への侵入防止柵等の設置

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	侵入防止柵等の修	侵入防止柵等の修	侵入防止柵等の修

	繕、柵周辺の除草	繕、柵周辺の除草	繕、柵周辺の除草
--	----------	----------	----------

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7	イノシシ	侵入防止柵の見回りを定期的におこない、破損個所を修繕する。
	ノヤギ	家畜ヤギの繋ぎ飼いを徹底し、野生化の防止を図る。
令和8	イノシシ	侵入防止柵の見回りを定期的におこない、破損個所を修繕する。
	ノヤギ	家畜ヤギの繋ぎ飼いを徹底し、野生化の防止を図る。
令和9	イノシシ	侵入防止柵の見回りを定期的におこない、破損個所を修繕する。
	ノヤギ	家畜ヤギの繋ぎ飼いを徹底し、野生化の防止を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

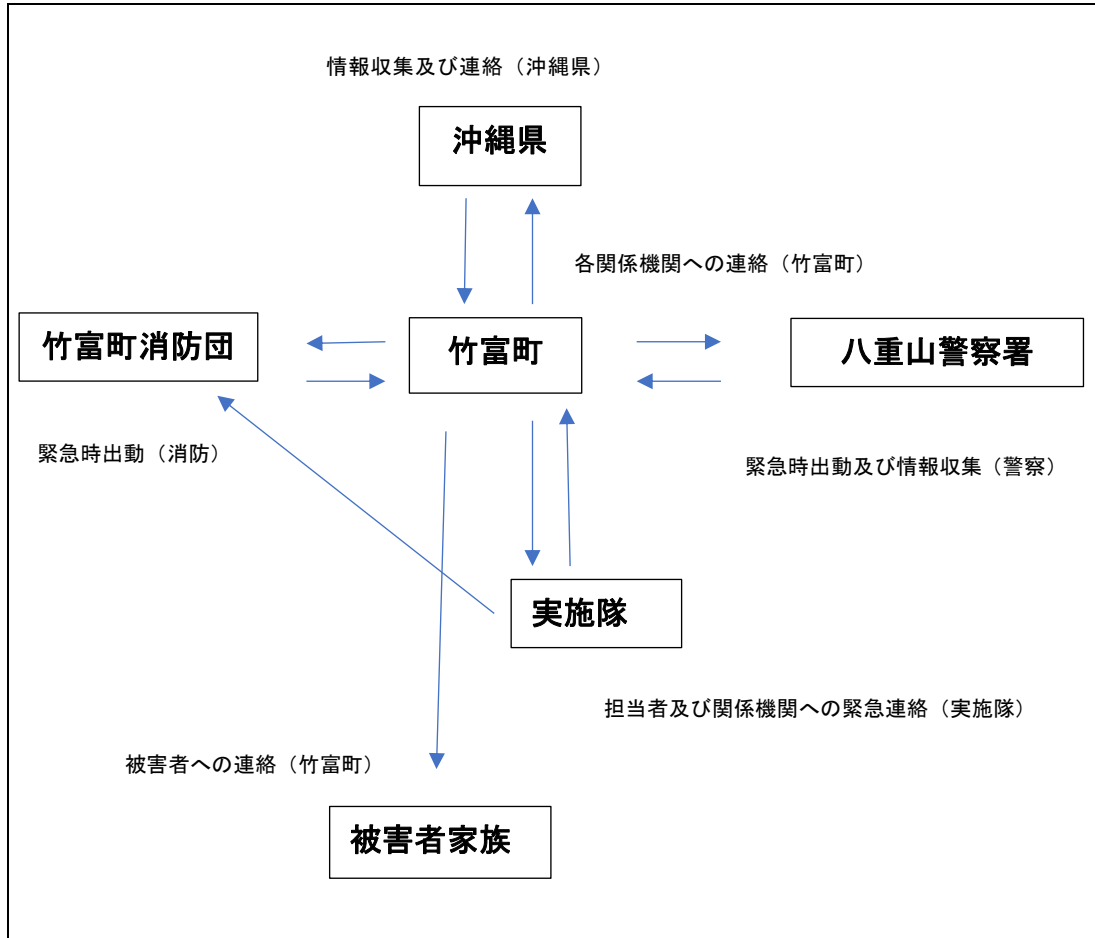
関係機関等の名称	役割
竹富町農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣の捕獲等の指示(許可)</li> <li>・ 被害防止対策の実施・推進</li> <li>・ 町民に対する被害防止対策の普及啓発活動</li> <li>・ 関係機関との連絡調整</li> </ul>
竹富町鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指示(許可)された捕獲等の実施</li> <li>・ 野生鳥獣に関する情報提供</li> <li>・ 各集落における被害防止対策の指導</li> </ul>
竹富町農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員との情報交換による連携</li> </ul>
沖縄県八重山農林水産振興センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法令ならびに被害防止対策等における指導および助言</li> </ul>
沖縄県病害虫防除技術センター八重山駐在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害対策に関する支援(情報共有)</li> </ul>
八重山警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銃器の取り扱いに関する指導および助言</li> <li>・ その他捕獲に関する安全管理</li> </ul>
沖縄県猟友会竹富町地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指示(許可)された捕獲等の実施</li> <li>・ 関係機関へ対する情報提供</li> </ul>

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、

猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、カルガモ、ノヤギは食材として利活用（個人消費）または埋設処理等をおこない、カラス、インドクジャクについては埋設処理を実施する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	○イノシシ、カルガモ、ノヤギは捕獲者による自家消費をおこなう。 ○カラス、インドクジャクは食品として利用に適さないことから利用推進は困難である。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし
----

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし
----

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	竹富町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
竹富町農林水産課	協議会の事務局を担当する。

	被害状況の情報収集、情報提供および被害対策に関する指導や助言をおこなう。
沖縄県猟友会竹富町地区	被害状況の情報収集、情報提供、有害鳥獣の捕獲等を実施する。
沖縄県八重山農林水産振興センター農業改良普及課	鳥獣被害対策に関する技術指導および助言をおこなう。
沖縄県病害虫防除技術センター八重山駐在	鳥獣被害対策に関する支援（情報共有）
株式会社はいむるぶし	有害鳥獣の捕獲等を実施する。

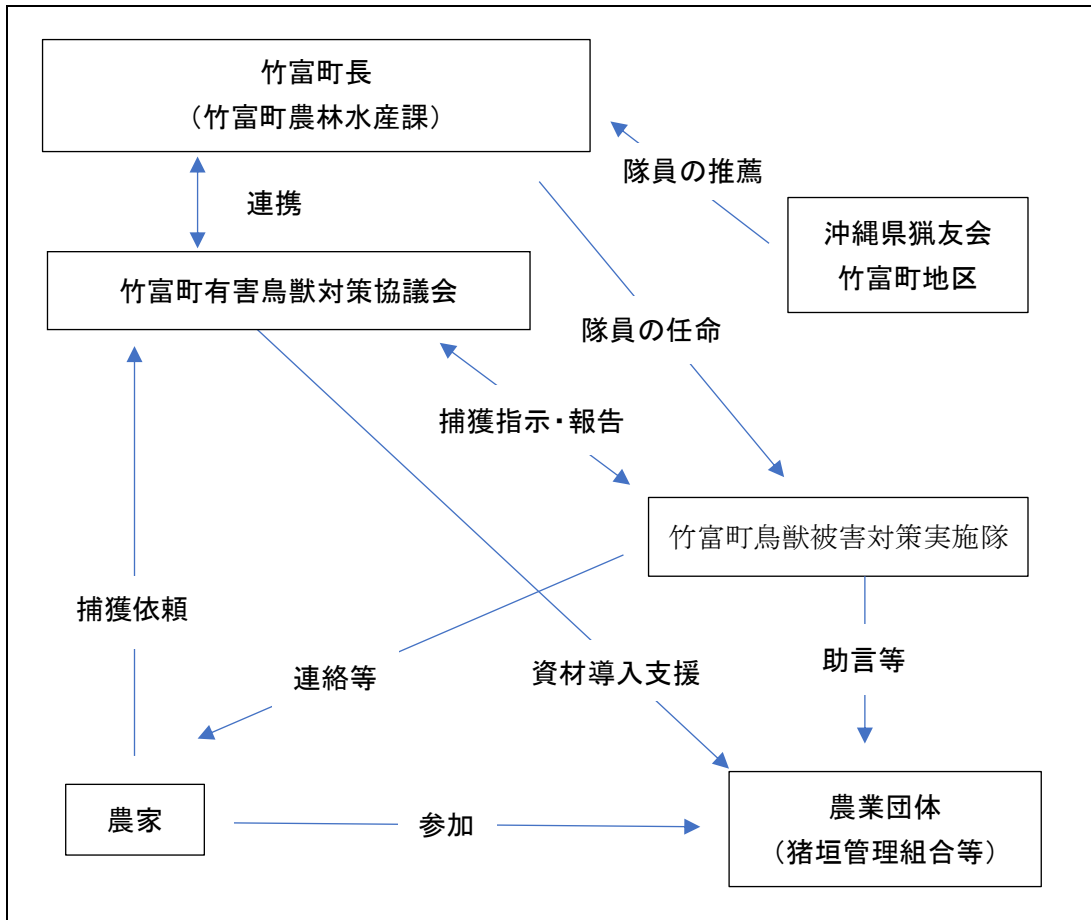
- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
沖縄県農林水産部	鳥獣被害対策に関する情報提供と被害防止技術の指導および助言をおこなう。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項



- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

○竹富町有害鳥獣対策協議会が中心となり、被害対策に関する普及啓発を実施するとともに、農業者による猪侵入防止柵等の維持管理体制の構築を図り、集落住民が主体的となり野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備を促進する。

○カラス、インドクジャクの卵の採取は、許可を受けた実施隊員ならびに実施者等が連携して実施する。

○沖縄県猟友会竹富町地区と連携し、竹富町鳥獣被害対策実施隊による銃

器ならびにわな猟による対象鳥獣の捕獲等に際し、鳥獣被害防止総合対策事業交付金及び町補助金を活用することにより、竹富町有害鳥獣対策協議会による鳥獣被害防止施策の実施に係る取り組みの強化を図る。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

#### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- 国有林野等における捕獲にあつては、林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署の承諾を得たのちに有害鳥獣の捕獲等を実施する。また、捕獲等に際し銃器を使用する場合は、捕獲等実施区域へ立ち入らないよう周知を徹底する。
- また、家庭ゴミが対象鳥獣の餌とならないよう、地域住民と協力し、鳥獣による被害を発生させない環境づくりへ向け取り組む。
- 関係者および関係機関等との連携を強化し情報共有に努める。
- 国有林野等における捕獲等を実施する際は、靴や車の消毒等の適切な処置を実施し、家畜伝染病の予防に努める。
- その他外来生物による農作物への被害が認められた場合は、関係機関と連携し捕獲等をおこなう。
- 鳥獣被害に関する情報を関係者全体で共有し、効率的かつ効果的な対策を講じ、研修会等を通して広く普及啓発を図る。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。